

高萩市定住移住マッチング助成金交付要綱

第1条 この要綱は、高萩市（以下「本市」という。）への移住を促進し、人口減少の抑制を図るとともに、本市内の空家の有効活用を推進することを目的として、高萩市物件紹介バンク制度（以下「物件紹介バンク」という。）に空家を登録している者及び物件紹介バンクを利用し、登録されている空家を取得後、本市へ転入した者に対し、予算の範囲内において高萩市定住移住マッチング助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件紹介バンク 高萩市物件紹介バンク制度実施要綱（平成30年高萩市告示第1号。以下「実施要綱」という。）第2条第3号に規定する制度をいう。
- (2) 空家 実施要綱第2条第1号に規定する空き物件（居住を目的として建築し、現に居住していない本市内に存在する建物及びその敷地をいう。以下同じ。）であり、物件紹介バンクに登録されているものをいう。
- (3) 空家登録者 実施要綱第5条第6項に規定する空き物件登録者のうち、空家の所有権を有する者をいう。
- (4) 空家利用者 実施要綱第2条第3項に規定する利用希望者のうち、空家登録者から空家を取得した者をいう。
- (5) 媒介業者 実施要綱第4条第1号の規定により、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会から推薦された媒介業者であって、高萩市物件紹介バンク登録物件媒介に関する協定書（平成30年1月15日締結。以下「協定書」という。）第2条に規定する業務を実施するものをいう。
- (6) 媒介契約 協定書第5条第6項に規定する媒介契約をいう。

（助成金の交付対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 空家登録者
 - ア 空家の売買契約が成立するまでの期間、当該空家を物件紹介バンクへ継続して登録することができる者であること。
 - イ 媒介業者と空家の媒介契約が成立していること。
- (2) 空家利用者 助成金の交付申請日の属する年度の4月1日から遡って1年以上の期間にわたり本市内に住所を有する者でなく、かつ、空家を取得後、その取得日の属する年度（当該年度のうち、取得日から3月31日までの期

間をいう。)内に空家の所在地に住所地を異動した者であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する組織に属する者及びそれらに準ずる暴力的不法行為を行う又は行うおそれのある組織の構成員である者
 - (2) 本市及び現在又は従前の居住地において市税等の滞納がある者
 - (3) この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある者
 - (4) その他市長が適当でないとするもの
- (助成対象事業及び助成金の額等)

第4条 助成金の対象事業、対象経費及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の対象事業は、当該事業の助成金の交付申請日の属する年度と同一の年度内に完了する事業でなければならない。

3 第1項の規定による助成金の交付は、別表第1欄に掲げる対象事業に応じ、空家1件当たり1回に限るものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、高萩市定住移住マッチング助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票謄本
- (2) 申請者及び同居者全員の市税等納税証明書
- (3) 対象事業に係る物件の売買契約書の写し
- (4) 対象経費に係る根拠資料（見積明細書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、別表の3の項第1欄に掲げる対象事業の場合であって、第3条第1項第1号に規定する対象者からの申請を受けたときは、前項第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、高萩市定住移住マッチング助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(助成金の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、交付申請内容に変更があったときは、高萩市定住移住マッチング助成金変更交付申請書（様式第4号）に第5条第1項第4号及び第5号に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金

の交付の可否を決定したときは、高萩市定住移住マッチング助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、第6条又は第7条第2項の規定により決定通知を受けた助成対象事業が完了したときは、速やかに高萩市定住移住マッチング助成金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に係る領収書及び明細書の写し
- (2) 対象事業の工程写真及び完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、別表の1の項第1欄に掲げる対象事業の場合にあつては、前項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（助成金の交付確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、助成対象事業の区分に応じた助成金の額を確定し、高萩市定住移住マッチング助成金交付額確定通知書（様式第7号）により申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定により交付額確定の通知を受けた申請者は、高萩市定住移住マッチング助成金交付請求書（様式第8号）により市長へ助成金を請求することができる。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に助成金を交付するものとする。

（助成金の取消し等）

第12条 市長は、申請者が誓約書（様式第2号）の内容に反したとき又は虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付を受けたと認められるときは、高萩市定住移住マッチング助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該助成金の交付の決定を取り消し、既に交付を受けた助成金があるときは、高萩市定住移住マッチング助成金返還命令書（様式第10号）により当該助成金の全部又は一部の返還を申請者へ命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条、第8条関係）

対象事業	対象者	対象経費	助成金の額
仲介手数料助成事業	空家利用者	対象者が媒介業者に支払った仲介手数料	上限5万円 （ただし、5万円未満の場合にあつては、その金額）
引越し費用助成事業	空家利用者	対象者が引越し業者や運送業者へ支払った家財等の運搬に要する費用	上限10万円 （ただし、10万円未満の場合にあつては、その金額）
家財等撤去費用助成事業	空家登録者又は空家利用者	対象者が清掃業者や廃棄物処理業者へ支払った家財等の撤去に要する費用	上限10万円 （ただし、10万円未満の場合にあつては、その金額）